

1. 新型インフルエンザ対策予防

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条の規定に基づき、特定接種の接種体制に関する覚書を平成28年7月1日付で笠岡市民病院と締結し、これにより、水道水の安定的、適切な供給に従事する職員の確保に努める。

2. 新型インフルエンザ対策

2.1 新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザが国内で蔓延した場合には、対策本部を設置し、会議・業務を実施し、新型インフルエンザ対策を計画的に進める。

2.2 新型インフルエンザ対策本部会議

対策本部設置段階や新型インフルエンザ対策実施段階など、定期的あるいは臨時に対策本部会議を開催し、次の事柄を決定する。

なお、構成メンバーが出席できない場合、代理の職員が出席する。

- (1) 新型インフルエンザの流行状況に応じて、優先順位の低い業務の一時停止や業務の縮小等
- (2) 課内職員の配置換え
- (3) 市長部局職員等への施設運転管理等の応援要請
- (4) その他新型インフルエンザ対策に必要な事柄

2.3 新型インフルエンザ対策班の担当業務

対策本部会議の方針決定に基づき、新型インフルエンザ対策の諸業務を的確に実施する。

(1) 業務1

職員等の罹患・出勤状況等に応じて適切な経営を継続する。

また、新型インフルエンザ対策体制を確立するため、他班との総合調整、情報連絡、広報、市民対応等を実施する。

(2) 業務2

職員等の罹患・出勤状況等に応じて、運転管理要員を確保し浄水処理業務を継続する。

また、薬品の在庫・使用状況を確認して、施設の運転・維持管理や水質管理強化（残留塩素の確保）を実施する。